

新型コロナウイルス感染症に伴う

# 主な支援事業

## 事業者

事業継続や雇用維持に対する助成など、事業者を対象にした支援事業です



## 給付・助成・補助金

- 18 持続化給付金 持続化給付金コールセンター ☎ 0120-115-570
- 19 創業者向け持続化給付金 市 商工振興課 ☎ 058-383-7284
- 20 雇用調整助成金 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
- 21 雇用調整助成金（上乘せ） 市 商工振興課 ☎ 058-383-7236
- 22 雇用調整助成金申請等手数料補助金 市 商工振興課 ☎ 058-383-7236
- 23 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金（上乘せ） 市 産業政策室 ☎ 058-383-1697
- 24 中小企業生産性革命推進事業補助金（上乘せ） 市 産業政策室 ☎ 058-383-1697
- 25 産業競争力維持緊急支援事業補助金 市 産業政策室 ☎ 058-383-1697
- 26 航空宇宙産業競争力維持支援事業補助金（上乘せ） 市 産業政策室 ☎ 058-383-1697
- 27 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー 商工振興課 ☎ 058-383-7284

## 減免・特例拡充・徴収猶予

- 28 中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置 資産税課 ☎ 058-383-4740
- 29 市税の徴収猶予「特例制度」 税務課 ☎ 058-383-4773
- 30 生産性向上特別措置法による固定資産税の特例措置の拡充 産業政策室 ☎ 058-383-1697

## 融資・融資補助

- 31 市小口融資 運転資金の保証料全額補助 市 商工振興課 ☎ 058-383-7284
- 32 国や県の信用保証協会保証の各種融資にかかるセーフティネット（4号・5号）などの認定 商工振興課 ☎ 058-383-7284

## 実施済みの事業

- 33 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金） 県商工政策課 ☎ 058-272-8386

新型コロナウイルス感染症に伴う、個人や事業者に対する主な支援事業（8月7日時点）を紹介し、一覧の番号順に詳細を掲載しています。これらの支援事業は、市ウェブサイト（それぞれのQRコード）でも見ることができます。

市 とあるものは、各務原市独自の支援事業です。

## 個人

各種給付金や税の減免など、個人を対象にした支援事業です



## 給付・支給

- 00 特別定額給付金 給付金相談専用ダイヤル ☎ 058-383-7295
- 01 各務原市プレミアム付商品券 市 市プレミアム付商品券事務局 ☎ 058-232-6739  
（らららチケット）
- 02 ひとり親世帯臨時特別給付金 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 03 ひとり親世帯「特別応援金」 市 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 04 子育て世帯への臨時特別給付金 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 05 住居確保給付金 市社会福祉協議会 ☎ 0120-198-365
- 06 傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療保険）の支給 医療保険課（国保） ☎ 058-383-1099  
医療保険課（後期） ☎ 058-383-1128

## 減免・徴収猶予

- 07 お家で手を洗おう!Wash!Wash!Wash! キャンペーン 市 水道総務課 ☎ 058-383-7111  
（上水道基本料金4カ月免除）
- 08 市税の徴収猶予「特例制度」 税務課 ☎ 058-383-4773
- 09 個人市・県民税の減免 市民税課 ☎ 058-383-1114
- 10 介護保険料の減免の特例制度・徴収猶予 介護保険課 ☎ 058-383-1778
- 11 国民健康保険料の減免の特例制度・徴収猶予 医療保険課 ☎ 058-383-1112
- 12 後期高齢者医療保険料の減免の特例制度・徴収猶予 医療保険課 ☎ 058-383-1128
- 13 国民年金保険料の免除・猶予の特例制度 岐阜南年金事務所 ☎ 058-273-6161

## 貸付

- 14 生活福祉資金貸付制度 市社会福祉協議会 ☎ 0120-198-365

## 実施済みの事業

- 15 児童扶養手当受給者「特別応援金」 市 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 16 「今こそ読書」ステイホーム支援事業 市 学校教育課 ☎ 058-383-1118
- 17 「絵本で応援」ステイホーム支援事業 市 子育て支援課 ☎ 058-383-1555
- 18 障がい児者サービス利用者負担助成事業 市 社会福祉課 ☎ 058-383-1252

新型コロナウイルス感染症に伴う

支援事業詳細

枠内に色のついている事業は、6月1日号広報各務原に掲載した内容に追加した新規の事業です。

その他、国や県が行う支援事業などは右記QRコードからご確認ください。



00 特別定額給付金

給付・支給

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。支給は1回限りで、給付対象者1人につき、10万円を支給しました。受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

申請方法

申請には、次の書類が必要です。必要書類 ①特別定額給付金申請書②申請者(世帯主)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写し③申請者(世帯主)の振込先金融機関口座確認書類(銀行通帳、キャッシュカード)の写し

郵送申請 市から受給権者宛てに、給付金のお知らせと申請書を郵送します。申請 8月26日(当日消印有効)までに、市から郵送された申請書に振込先口座などを記入し、上記必要書類①②③を同封し、返信用封筒で送付

オンライン申請 オンライン申請には、受給権者のマイナンバーカードや、読み取り対応のスマートフォン(またはパソコンとICカードリーダー)が必要です。申請 国のマイナポータル(左記QRコード)で、振込口座などを入力し、必要書類③をアップロードする



相談・問い合わせ 電話相談 市役所給付金相談専用ダイヤル 午前9時〜午後5時(土・日曜日、祝日は除く)に、☎058(383)7295

総務省特別定額給付金コールセンター(オンライン申請、制度に関するお問い合わせ) 午前9時〜午後8時に、☎0120(260)020

01 各務原市プレミアム付商品券(らららチケット) (市独自)

地域での個人消費を促し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行します。1セット1万円分の商品券(5000円分は中小店舗のみ使用可)を5000円で販売します。

対象 7月31日時点で、市に住民登録のある方(1人1セットまで購入可)

02 ひとり親世帯臨時特別給付金

国は、ひとり親世帯などに対し、臨時特別給付金を支給します。 購入方法 9月中旬〜12月25日にコンビニエンスストアII購入案内を持参して現金支払いIIインターネットII専用サイト(下記QRコード)でクレジットカード決済IIコンビニエンスストアとインターネットでは、商品券は後日、簡易書留で送付



給付金には「基本給付」と「追加給付」があり、申請が必要な場合があります。対象となる方など、詳細は市ウェブサイト(下記QRコード)をご覧ください。



03 ひとり親世帯「特別応援金」(市独自) 詳細 子育て支援課☎058(383)1555

市内在住のひとり親世帯に対し、「特別応援金」を支給します。なお、国施策のひとり親世帯臨時特別給付金とは別の制度になります。

04 子育て世帯への臨時特別給付金 支給日 国施策のひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付と同日支給 詳細 子育て支援課☎058(383)1555

子育て世帯の生活を支援するた

05 住居確保給付金

失業などにより収入が減少し、家賃が払えない方に、求職活動を行うことを要件に、家賃相当額(上限あり)を支給します。 詳細 市社会福祉協議会☎0120(198)365

06 傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療保険)の支給

令和2年1月1日〜9月30日の間に、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった場合、傷病手当金を支給します。

対象 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者で、給与支払いを受けている人 備考 詳細は、市ウェブサイト

減免・徴収猶予

(下記QRコード)をご覧ください 詳細 医療保険課☎058(383)1099 後期☎058(383)1128



07 お家で手を洗おう! Wash! Wash! Wash! キャンペーン (市独自)

家庭での生活時間の長期化に対し、上下道の基本料金を4カ月間(6.8検針分、7.9検針分)免除します。手洗いは不要です。 手洗いの徹底のほか、お子さんとの料理やお菓子作り、趣味の家庭菜園などを楽しんでください。

08 市税の徴収猶予「特例制度」 収入に相当の減少があった方は、最大で1年間、市税(令和2年2月1日〜令和3年2月1日に納期限が到来する市・県民税、固定資産税などすべての市税)の徴収の猶予を受

減免・特例拡充・徴収猶予

09 個人市・県民税の減免

令和元年中の合計所得金額が200万円(同一生計配偶者または扶養親族を有する方は、200万円に32万円と同一生計配偶者または扶養親族1人につき35万円を加算した金額)以下の方で、失業、病気、その他の理由で、令和2年中の所得金額がなくなり、生活が著しく困難になった方は、市・県民税額の2分の1を減額します。

010 介護保険料の減免の特例制度・徴収猶予 所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、介護保険料の納付が困難な方が、一定の要件を満たす場

融資・融資補助

# 支援事業

合には、申請により納付の猶予などが可能となる場合があります。  
また次の方は、保険料が減免されます。  
対象 主たる生計維持者が次のいずれかに該当する方  
▼死亡した▼重篤な傷病を負った▼事業収入等が3割以上減少した(所得制限あり)

備考 詳細は市ウェブサイトに(下記QRコード)  
を(下記QRコード)をご覧ください



詳細 介護保険課 ☎058(3883)1778

**11・12** 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免の特例制度・徴収猶予

所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方が、一定の要件を満たす場合には、申請により納付の猶予などが可能となる場合があります。  
また次の方は、保険料が減免されます。

対象 主たる生計維持者(基本的には世帯主)が次のいずれかに該当する方  
▼死亡した▼重篤な傷病を負った▼事業収入等が3割以上減少した(所得制限あり)  
備考 詳細は市ウェブサイトに(下記QRコード)



をご覧ください。  
詳細 医療保険課▼国保☎058(3883)1112▼後期☎058(3883)1128

**13** 国民年金保険料の免除・猶予の特例制度

収入の減少が見込まれる方は、令和2年2月分から、国民年金保険料の免除・猶予の特例が受けられます。

対象 次の全てを満たす方  
▼令和2年2月以降、感染症の影響により業務が失われるなど、収入が減少した  
▼令和2年2月以降から当年中に、国民年金保険料の免除などに該当する程度まで所得の低下が見込まれる  
詳細 岐阜南年金事務所 ☎058(273)6161、年金加入者ダイヤル ☎0570(003)004

## 貸付

**14** 生活福祉資金貸付制度

収入が減少し、生計維持のため貸付を必要とする世帯を対象に、無利子で貸付します。  
貸付金額 ▼休業者向け(緊急小口)

資金) 20万円以内▼失業者等向け(総合支援資金) 15万円以内(単身世帯)、月額20万円以内(2人以上世帯)  
申込期限 9月30日(水)

詳細 市社会福祉協議会内生活相談センターさぽーと(平日 午前8時30分〜午後5時15分) ☎0120(198)365

## 実施済の事業

**15** 児童扶養手当受給者「特別応援金」(市独自)

ひとり親家庭などを支援するため、児童扶養手当を受給している方に、「特別応援金」を支給しました。

対象 令和2年4月1日時点で市に住所を有し、各務原市で令和2年4月分の児童扶養手当を受給した方  
支給金額 児童扶養手当対象児童1人につき3万円  
支給日 5月14日(木)

詳細 子育て支援課 ☎058(3883)1555

**16** 「今こそ読書」ステイホーム支援事業(市独自)

施設への通所サービスなどの利用を自粛している障がい児者が、自宅で電話や訪問などにより健康管理や相談支援などのサービスの提供を受けた場合、利用料の自己負担分を助成しました。

詳細 社会福祉課 ☎058(3883)1252

**17** 「絵本で応援」ステイホーム支援事業(市独自)

親子のふれあいを深めてもらうため、「図書カード」と「おすすめの本」を配布しました。

対象 令和2年5月1日時点で、市の住民基本台帳に登録されている未就学児  
詳細 子育て支援課 ☎058(3883)1555

**18** 障がい児者サービス利用者負担助成事業(市独自)

施設への通所サービスなどの利用を自粛している障がい児者が、自宅で電話や訪問などにより健康管理や相談支援などのサービスの提供を受けた場合、利用料の自己負担分を助成しました。

詳細 社会福祉課 ☎058(3883)1252

# 支援事業

## TOPICS 相談窓口

新型コロナウイルス感染症による、生活への不安や問題などに対する相談窓口などをご紹介します。

### お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口

収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活に関するさまざまな相談に応じます。  
日時 平日 8:30~17:15  
詳細 市社会福祉協議会内生活相談センターさぽーと ☎0120-198-365

### 文化活動に関する助成

県は、文化活動の公演や展示などの中止・延期をされた方への、新たな助成金を創設しました。  
対象 次の全てを満たす方  
▶県内に活動の拠点を置いている団体、もしくは県内に在住している個人  
▶過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有する  
備考 ▶国の助成制度あり▶詳細は、市ウェブサイト(上記QRコード)を参照  
詳細 県教育文化財団 ☎058-233-8161



### 子育てに関する相談窓口

子ども館や子育て支援課では、子育てに関する相談を電話で受け付けています。子育ての心配事などは、下記へご相談ください。  
さくら ☎058-383-7613  
あさひ ☎058-370-0500  
うぬま ☎058-379-1177  
そはら ☎058-383-5285  
かわしま ☎0586-89-2634  
詳細 子育て支援課 ☎058-383-7203

### 悪質商法・特殊詐欺に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法や、特殊詐欺に関する相談を受け付けます。  
日時 月・水・木・金曜日 10:00~17:00  
詳細 市消費生活相談室 ☎058-383-1884

### 外国人市民相談窓口

外国語専用の電話相談を行っています。  
日時 平日 8:30~17:15  
対応言語 英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、インドネシア語、韓国語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語  
詳細 各務原国際協会 ☎058-383-1426

### 配偶者からの暴力・児童虐待相談

生活不安・ストレスなどから家庭内での暴力などの増加・深刻化が懸念されています。不安や悩みを抱え込まず、どんな相談でもお気軽にご連絡ください。  
下記の電話番号で、24時間相談を受け付けています。  
詳細 DV相談プラス ☎0120-279-889

### にほんごではなそうオンライン

オンライン通話サービス Zoom で、日本語学習や生活相談などができます。  
日時 毎週水曜日▷午後7時~▷午後8時~  
詳細 各務原国際協会 ☎058-383-1426

### 販売促進掲示板

商工会議所では、市内事業者を支援するため、ウェブサイト(下記QRコード)に事業所の情報を掲載しています。  
宅配、テイクアウトを行っている事業所や、出張サービス・通信販売を行なっている事業所を紹介しています。  
現在会議所会員でない事業所でも、掲載希望の方であれば、会員登録(会費が必要)、掲載します。  
詳細 各務原商工会議所 ☎058-382-7101



### 市基幹相談支援センターすまいる

「すまいる」では、障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい)に関する地域の相談拠点として、総合的な相談業務を行っています。  
生活の変化に戸惑っている方や、障がいのある方とその家族のお悩みをお聞きます。  
日時 平日 8:30~17:15  
詳細 市基幹相談支援センターすまいる ☎058-389-7111

# 支援事業

## 給付・助成・補助金

### 18 持続化給付金

特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額 ▼法人≧200万円▼個人事業者≧100万円(いずれも上限は、昨年1年間の売上からの減少分)

詳細 持続化給付金コールセンター ☎0120(115)570

### 19 創業者向け持続化給付金 **〔市独自〕**

令和2年に事業を開始した、創業間もない事業者(売上が20%以上減少した方)に給付金を支給し、事業継続を支援します。

給付額 50万円

詳細 商工振興課 ☎058(383)7284

### 20 雇用調整助成金

事業活動の縮小のため、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、雇用維持を図った場合、休業手当、賃金などの一部を助成します。

助成額 対象労働者1日1人につき上限1万5000円(6月12日現在)

詳細 雇用調整助成金コールセンター ☎0120(60)3999

### 21 雇用調整助成金(上乘せ) **〔市独自〕**

従業員の雇用維持を図るために利用した、国の雇用調整助成金に上乘せして、市から助成金を支給します。

詳細 商工振興課 ☎058(383)7236

### 22 雇用調整助成金申請等手数料補助金 **〔市独自〕**

雇用調整助成金の申請に必要な申請書類の作成を、社会保険労務士に委託した場合、その費用の2分の1を補助します。

### 23 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金(上乘せ) **〔市独自〕**

県の新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金を活用し事業を行った小規模事業者に、経費の一部を補助します。

補助率 補助対象経費の3分の1以内(上限75万円)

備考 詳細は、市ウェブサイト(下記QRコード)をご覧ください

詳細 産業政策室 ☎058(383)1697

### 24 中小企業生産性革命推進事業補助金(上乘せ) **〔市独自〕**

国の生産性革命推進事業における補助金を活用し、直面する事業環境の変化に対応するための取り組みを積極的に行う事業者に対し、経費の一部を補助します。

対象 次の補助金の対象となる事業のいずれかを市内で行う事業者▼ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)▼小規模事業者持続化補助金▼IT導入補助金

備考 詳細は、市ウェブサイト

### 25 産業競争力維持緊急支援事業補助金 **〔市独自〕**

国際標準化機構(ISO)が定めるマネジメントシステム規格などの取得・維持を通して競争力の維持・強化に取り組む事業者に、受審料の一部を補助します。

対象 新型コロナウイルス感染症に起因して売上が前年同月比20%以上減少した、市内で補助金の交付の対象となる事業を行う中小企業・小規模事業者

補助率 対象経費の4分の3以内

補助上限額 新規取得≧100万円、更新審査または定期審査≧50万円

備考 詳細は、市ウェブサイト(下記QRコード)をご覧ください

詳細 産業政策室 ☎058(383)1697

### 26 航空宇宙産業競争力維持支援事業補助金(上乘せ) **〔市独自〕**

県の「航空宇宙産業競争力維持支援事業費助成金」を活用して競争力

# 支援事業

### 27 新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー

県は、感染防止に努めている事業所や店舗をわかりやすくPRし、利用者の皆様に安心していただくためのステッカーを作成しました。

事業所や店舗で希望する方に、ステッカーを配布します。

期間 8月31日(月)まで

対象 小売業・サービス業など全ての事業者

備考 ステッカーの配布は1事業所(店舗)につき2枚まで

申込と詳細 申込書と誓約書を商工振興課(原則、窓口提出) ☎058(383)7284

## 減免・特例拡充・徴収猶予

### 28 中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置

中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋等の固定資産税、都市計画税が、2分の1または全額軽減されます(令和3年度課税のみ)。

対象 令和2年2月〜10月の任意の3か月間の売上が、前年の同期間と比べて30%以上減少したことを認定経営革新等支援機関等から認定を受けた中小事業者等

詳細 資産税課 ☎058(383)4740

### 29 市税の徴収猶予「特例制度」

収入に相当の減少があった事業者は、最大で1年間、市税(令和2年2月1日〜令和3年2月1日に納期限が到来する法人市民税、固定資産税などすべての市税)の徴収の猶予を受けることができます。

対象 次の全てを満たす納税者・特別徴収義務者▼令和2年2月以降の

### 30 生産性向上特別措置法による固定資産税の特例措置の拡充

新規に設備投資を行う中小事業者などを支援するため、固定資産税を0円とする特例措置の適用対象を事業用家屋や構築物にも拡充します。

対象 生産性向上特別措置法の認定先端設備等導入計画に位置付けられた機械装置・器具備品などの償却資産や事業用家屋、構築物

詳細 産業政策室 ☎058(383)1697 ▼税の申告≧資産税課 ☎058(383)4740

## 融資・融資補助

### 31 市小口融資 運転資金の保証料全額補助 **〔市独自〕**

資金繰りが悪化した事業者が、市小口融資を利用し、「運転資金」として融資を受け、信用保証協会へ支払っ

### 32 セーフティネットなどの認定

た信用保証料の全額を補助します。

詳細 商工振興課 ☎058(383)7284

国や県の融資制度の利用に必要となるセーフティネット保証(4号・5号)・危機関連保証に係る認定書を発行します。

詳細 商工振興課 ☎058(383)7284

## 実施済の事業

### 33 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金(県)

事業継続に取り組む小規模事業者への支援を行いました。

対象 前年同月比10%以上の売上減少が生じている、県内に主たる事務所を有する小規模事業者等

申請区分 ①サービス産業②製造業その他産業③新たなチャレンジ

詳細 県商工政策課 ☎058(27)8386